

第十回 参議院内閣委員会會議録 第二十六号

昭和二十六年五月十九日(土曜日)午前
十時五十七分開会

委員の異動

五月十八日委員 堂森芳夫君 辞任につ
き、その補欠として上條愛一君を議長
において指名した。
五月十八日議長において栗栖超夫君を
委員に指名した。

本日の会議に付した事件

○審議会等の整理のための労働省設置
法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

○審議会等の整理のための文部省設置
法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○審議会等の整理のための農林省設置
法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○審議会等の整理のための建設省設置
法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○審議会等の整理のための経済安定本
部設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○審議会等の整理のための厚生省設置
法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○審議会等の整理のための国立世論調
査所設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○審議会等の整理のための地方自治庁
法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○審議会等の整理のための大蔵省設置
法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○審議会等の整理のための通商産業省
設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○審議会等の整理のための運輸省設置
法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

○特別調査庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) これより内閣
委員会を開会いたします。

本日は、本日の公報に載せてありま
すが、会議に付する件といたしまして
は、審議会等の整理のための総理府設
置法の一部を改正する法律案、審議会
の整理等のための農林省設置法等の一
部を改正する法律案、審議会等の整理
のための建設省設置法等の一部を改正
する法律案、審議会等の整理のための
経済安定本部設置法の一部を改正する
法律案、審議会等の整理のための文
部省設置法の一部を改正する法律案、
審議会等の整理のための厚生省設置法
の一部を改正する法律案、審議会等
の整理のための国立世論調査所設置法
の一部を改正する法律案、審議会等の
整理のための地方自治庁設置法の一部
を改正する法律案、審議会等の整理の
ための大蔵省設置法の一部を改正する

法律案、審議会等の整理等のための通
商産業省設置法の一部を改正する法
律案、審議会等の整理等のための運輸
省設置法の一部を改正する法律案、審
議会等の整理のための労働省設置法
の一部を改正する法律案、特別調査庁
設置法の一部を改正する法律案以上十
四件であります。これを一括して議題と
いたします。そこですでに昨日までに
各案につきまして質疑は終了してござ
います。なおこのうち更にどう
しても審議を尽くさなければならんとい
うものがあるならば、それはあと廻し
としてよろしいのでありますが、大体
この全部につきまして、御意見があれ
ば御意見を伺い、そして更に採決に
入ろうと考えます。

○梅津錦一君 審議会の労働省関係の
法律ですが、審議会等の整理のための
労働省設置法の一部を改正する法律案
の件については、今この法案の内容に
ついて詳細な検討をし、更に又今ま
でのその審議会の活動状況を調べてお
りますので、採決は暫らくお待ちを願
いたい。文部省の一部改正に対しても
目下そういうような、同じような条件
の下に調査しておるので、この点は御
考慮願いたい、こう思います。その他
の件に対しましては、採決に入つて頂
いても私としては異論がないと思いま
す。

○委員長(河井彌八君) 梅津委員の御
発言は、全部を議することとでなし
に、なお審議を要するものとして、勞
働省設置法の一部改正案と文部省設置
法の一部改正案、この二つはこの際除
いて、その他のものの審議を進めよ
う、こういうことと了解いたします。
御異議ありませんか。

○補見義男君 私は梅津さんの御希望
の点は委員会としても尊重して、大部
分の案件は本日済むわけなのですか
ら、二件だけは除いて頂きたい。特に
労働省関係については、先日私質問
をいたしましたときに、はつきりして
いない点があるので、労働教育審議会
というものは、従来まで非常に効果を
挙げたというところだけの説明を伺つ
て、それが今度廃止するということに
ついては、提案理由でただ臨機に弾力
性のあるものをやるといふやり方で行
きたい、こういうだけの説明でありま
すので、これは残して頂いて結構だ
と思ひます。

○委員長(河井彌八君) 梅津君の御
発言がありますし、又補見君の御意見
もありましたから、この両案、即ち労働
省設置法の一部を改正する法律案と、
それから文部省設置法の一部を改正
する法律案の、この二件はこの次の機
会に議することになったと思ひます
が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認めます。そういたしますと、只今申
上げた十四件の中で、この二件を除き
まして、他の十二件を議題といたしま
す。

○補見義男君 これらの案件につきま

しては、大体審議会を改廃することに
ついての基本方針が前提になつており
まして、その基本方針については一応
この委員会としても、詳細質疑を尽し
たこととありますから、この際討論を
省略して直ちに採決に入つて頂きたい
と思ひます。ただこの機会に委員長を
通じて政府にお願ひして置きたいこと
は、こういうふうに審議会の整理改廃
をやると同時に、なお国家行政組織法
の規定に関連して、どうも曖昧模糊た
る委員会がなおあるように思ひますの
で、これらの点については十分政府で
慎重に御検討頂きたいということと、
もう一つは残つた審議会についても今
後なお検討を加えるものもありはせん
かと思ひますので、そういう問題もこ
の委員会としては引續いて検討を加え
て行くという二つのことを条件として
申上げて置きたいと思ひます。

○梅津錦一君 補見委員が言われたこ
とと同一になると思ひますが、審議会
等が理由あつて作られたものが、その
当時は十分根拠があつて作られたが、
現在はそれを整理し、或いは統合する
段階になつたから整理統合するという
ことで私は了解しておるのですが、併
しこの審議会等を設置したときにも内
容をよく検討されて、再び審議会を作
らなければならぬような、言換えれ
ば、民間の声を振擡て行くようなこ
とのないよう十分民意を反映するの
言換えれば廃止され、統合されたその
審議会がなくとも、十分行政上にお
いてその措置ができるように、一つ政府

に委員長として要望して頂きたい。楠見委員の言われる通りであります。重ねて申しますが、民意を十分反映してこの審議会の趣旨を十分生かして、その審議会がなくても現在の程度には行政の完全運転をやつてもらいたい、こういうことを前提といたしまして、楠見委員の意見に賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) 一言申して置きます。今梅津委員から附加えての御発言であります。これは委員長を通してばかりでなしに、これは委員全体が委員会として本当に努むべきことであるという意味において委員長は了解いたしております。

他に発言がありませんならば、この十二案につきまして採決をいたします。十二案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。それではこれは可決すべきものと議決せられました。賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

楠瀬 常猪 梅津 錦一
郡 祐一 松平 勇雄
上條 愛一 楠見 義男
林屋龜次郎 栗栖 趙夫

○委員長(河井彌八君) それから報告につきましては、委員長にお任せを願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

それでは本日はこれで散会いたします。

午前十一時六分散会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 楠瀬 常猪君
梅津 錦一君

委員 郡 祐一君
松平 勇雄君
上條 愛一君
楠見 義男君
栗栖 趙夫君
林屋龜次郎君

政府委員 特別勸進庁長官 川田 三郎君
官房財務部長

事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員